# 除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）レンタル仕様書

【運行記録計（タスクメータ可）、前面熱線ガラス、
　スノータイヤ（スタッドレスタイヤ）、アングリングプラウ付】

平成２４年度

秋　田　市

# 除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）仕様書

概　　要

　この仕様書は、除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

　納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、または平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」および「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

　ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定され、二次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

　ここに明記されていない箇所については秋田市長（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１　性　　能　（ＪＣＭＡＳ　Ｔ００７　性能試験）

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 除雪幅（アングル角30度において） | 2.8 m　以上 |
| (2) | 除雪能力（プラウ排雪） | 2,500 t/h 以上 |
| (3) | 走行速度（前進） | 30 km/h 以上 |
| | （後進） | 15 km/h 以上 |
| (4) | 最大けん引力 | 78.0 KN　以上 |
| (5) | 騒音レベル（オペレーター耳もと、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85 db(A) 以下 |

２　主要諸元

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 全　　長（除雪装置地上、ストレート時） | 7,500 mm 以下 |
| | 〃　（プラウ接地、最大ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ時） | 9,000 mm 以下 |
| (2) | 全　　幅（車両単体） | 2,500 mm 以下 |
| (3) | 全　　高（黄色灯火上端まで） | 3,700 mm 以下 |
| (4) | 最低地上高 | 300 mm 以上 |
| (5) | 車両総質量 | 10,000 kg 以上 ～ 12,000 kg 以下 |
| (6) | 最小回転半径（最外側車輪中心） | 5.5 m　以下 |
| (7) | 乗車定員 | ２ 人 |

３　車　　体

(1) 機　　関

形　　　式　　　　　水冷、ディーゼル機関

定格出力　　　　　81 kW 以上

(2) 動力伝達装置　　　　前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

(3) タイヤ

形　　　式　　　　　スノータイヤまたはスタッドレスタイヤ

(4) かじ取装置

形　　　式　　　　　車体屈折式

(5) 運転室

構　　造　　　　　全鋼製密閉形

窓　　　　　(前)熱線入、冬用ワイパーブレード付

(後)冬用ワイパーブレード付

４　除雪装置

(1) 形　　　式　　　　　油圧式アングリングプラウ形

(2) 能　　　力

切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) 地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上

アングリング角度　　　　　左右各 30 度 以上

上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）　　500 mm/s 以上

(3) プ　ラ　ウ

構　　　造　　　　　鋼板円筒曲面構造

全　　　幅　　　　　3,300 mm 以上

全　　　高　　　　　1,000 mm 以上

そ　　　り　　　　　除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

切　　　刃　　　　　ストレート形平形刃先(JIS D6101)

５　計器類

(1) 運行記録計（タスクメータ可）　１式

(2) 速度計または機関回転計　１式

(3) 燃料計　１式

(4) アワーメータ　１式

(5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯　１式

(6) 水温計　１式

(7) 充電警告灯　１式

(8) その他標準計器類　１式

6　照明装置類

| | | |
|---|---|---|
| (1) 前方作業灯 | | ２灯以上 |
| (2) 後方作業灯 | | ２灯 |
| (3) 黄色灯火（散光式） | 全幅 1,100mm 以上 | １灯 |
| (4) その他標準照明装置類 | | １式 |

7　付属装置及び付属品

| | |
|---|---|
| (1) バックブザー（後方１mにおいて、音圧 80dB(A)以上） | １式 |
| (2) カーヒータ（温水式、デフロスタ付） | １式 |
| (3) ウインドウォッシャー（前面、電動式） | １式 |
| (4) 標識板（300×570mm 以上、車体後部取付） | １式 |
| (5) 標準付属工具 | １式 |
| (6) アンダーミラー（後） | １式 |
| (7) 取扱説明書 | １部 |
| (8) 部品表 | １部 |
| (9) 履歴簿 | １部 |
| (10)非常用発信具（発煙筒１，赤旗１） | １式 |
| (11)消火器（ＡＢＣ粉末、1.8ｋｇ以上） | １式 |
| (12)牽引装置 | １式 |
| (13)座席ベルト（全席） | １式 |
| (14)チェーン | １部 |
| (15)床マット | １部 |
| (16)性能確認書 | １部 |
| (17)その他標準付属品（ラジオ） | １式 |
| (18)大容量バッテリー、大容量オルタネータ | １式 |

8　塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9　検　　査

納入検査は、寸法、外観、性能表により検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10　保証、保険

車両の通常メンテナンスは、乙の責任において行う。

自賠責保険は、レンタル料に含むものとする。

11　納入台数

８台とする。

12　レンタル期間

平成２４年１１月５日から平成２５年３月２９日

13　納入場所

甲の指定する場所とする。

14　その他の事項

(1)　製造期日等の指定

納入機は平成１８年度以降に製造したものでなければならない。

(2)　灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ　黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和５５年６月５日付け、建設省機発第 473 号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ　黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3)　提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4)　緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

(5)　性能確認書について

納入機が本仕様水準を満たしていることの確認書類で、公共の試験機関等が発行するものとする。なお、納入機そのものではなく標準的な機械の性能確認書を提出する場合は、併せて標準的な機械の性能確認書で問題ない旨の説明資料を提出すること。

(6)　返還について

返還する際には甲乙双方立ち会いの上、破損部分、欠品について確認し、協議の上修理負担額を決定する。